



平成 25 年 3 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン  
代表者名 代表取締役社長 寺井 和彦  
( J A S D A Q : 銘柄コード 4764 )  
問い合わせ先 業務推進グループ 佐藤 真由美  
TEL : 06-6363-2322 (代)

## 株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 12 日開催の取締役会において、株式分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 4 月 23 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、株式分割の実施および単元株制度の採用については、平成 25 年 4 月 23 日開催予定の第 17 期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

### 記

#### 1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）および「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施および単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割および単元制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 7 月 31 日（水）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

##### (2) 分割により増加する株式数

- ① 分割前の発行済株式数：26,910 株
- ② 今回の分割により増加する株式数：2,664,090 株
- ③ 分割後の発行済株式数：2,691,000 株
- ④ 分割後の発行可能株式数：8,000,000 株

##### (3) 株式分割の日程

基準日公告：平成 25 年 7 月 12 日（金）

基準日：平成 25 年 7 月 31 日（水）

効力発生：平成 25 年 8 月 1 日（木）

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割」の効力発生日である平成 25 年 8 月 1 日（木）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日：平成 25 年 8 月 1 日（木）

#### 【ご参考】

上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年 7 月 29 日をもって、取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

- ① 平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は平成 25 年 3 月 12 日開催の取締役会において、平成 25 年 8 月 1 日付で 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式数）の変更および変更定款案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い平成 25 年 4 月 23 日開催予定の第 17 期定時株主総会において、変更定款第 8 条（単元未満株についての権利）の新設を上呈するものであります。
  - i 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。
  - ii 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設するものであります。
  - iii 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
  - iv 第 7 条乃至第 8 条の新設に伴う条数の変更を行うものであります。
  - v 現行定款第 6 条変更並びに第 7 条乃至第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。
- ② インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日経新聞から電子公告に変更する旨を上呈するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行提案	変更案
(公告の方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 当社の公方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日経新聞に掲載する方法で行う。</u>
(発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式数は、80,000株とする。	(発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>8,000,000株</u> とする。
(新設)	( <u>単元株式数</u> ) 第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(新設)	( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第8条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第36条 (省略)	第9条～第38条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> 第1条 <u>本定款変更の効力発生日は、第5条を除き、平成25年8月1日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日：平成25年4月23日(火)

定款変更の効力発生日：平成25年8月1日(木)

以上